§29　介護給付費または訓練等給付費

（介護給付費又は訓練等給付費）

第29条　市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2　指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3　介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費

用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

4　支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における介護給付費又は訓練等給付費の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において政令で定める額とする。

5　支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

6　前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。

7　市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第3項の厚生労働大臣が定める基準及び第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第44条第2

項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8　市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

9　前各項に定めるもののほか、介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費及び訓練等給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

趣　旨

本条は、介護給付費または訓練等給付費の支給要件や支給額、市町村の審査およびその委託について定めた規定である。

解　説

介護給付費および訓練等給付費については、市町村は、支給決定を受けた障害者等が指定障害福祉サービス事業者または指定障害者支援施設から指定に係る障害福祉サービスを受けたときに、そのサービスに要した費用に対して、支給費の範囲内において毎月支給する（則24）。また、のぞみの園についても同様とする。

なお、特定費用として定められる日常生活費等の一部は、自己負担として給付の対象外となっている。すなわち、かつての福祉措置制度や支援費制度とは異なり、食費や光熱水費その他居住費は給付費に含まれておらず、介護サービスに限ったものであることには注意を払う必要がある。

特定費用については、「厚生労働省令で定める費用」として、次のよ

うに障害福祉サービスの種類の区分に応じて定められている（則25）。

① 療養介護…次に掲げる費用

㋐ 日用品費

㋑ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 生活介護…次に掲げる費用

㋐ 食事の提供に要する費用

㋑ 創作的活動に係る材料費

㋒ 生産活動に係る材料費

㋓ 日用品費

㋔ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 児童デイサービス…児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ 短期入所…次に掲げる費用

㋐ 食事の提供に要する費用

㋑ 光熱水費

㋒ 日用品費

㋓ その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑤ 共同生活介護または共同生活援助…次に掲げる費用

㋐ 食材料費

㋑ 家　賃

㋒　光熱水費
㋓　日用品費
㋔　その他共同生活介護または共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑥　施設入所支援…次に掲げる費用
㋐　食事の提供に要する費用
㋑　光熱水費
㋒　被服費
㋓　日用品費
㋔　その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑦　自立訓練（宿泊型自立訓練（自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）を除く。以下⑦において同じ。）…次に掲げる費用
㋐　食事の提供に要する費用
㋑　日用品費
㋒　その他自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑧　宿泊型自立訓練…次に掲げる費用
㋐　食事の提供に要する費用
㋑　光熱水費
㋒　日用品費
㋓　その他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用の

うち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑨　就労移行支援または就労継続支援…次に掲げる費用

㋐　食事の提供に要する費用

㋑　生産活動に係る材料費

㋒　日用品費

㋓　その他就労移行支援または就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

支給決定障害者等は、指定障害福祉サービス等を利用するに当たっては、あらかじめその都度、指定障害福祉サービス事業者等に受給者証を提示しなければならない。これは利用者に対する給付費支払が、法定代理受領により事業者に支払われるからである。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない（第2項、則26）。

介護給付費等の額は、障害福祉サービスの種類ごとにそのサービスに通常要する費用について厚生労働大臣が基準を定め、その100分の90を原則とする。ただし、現に要した費用がそれ以下の場合には、その額の100分の90となる（第3項）。ここでは、各種給付費の利用者負担に関しては全く触れられず、給付費の公的負担額が100分の90と定めていることから、結果として残りが1割負担（100分の10）となっており、市町村や社会福祉法人の裁量で減免や減額することは不可能ではなく、法的にも許容されるものとなっている。

障害福祉サービスの利用にかかる利用者負担は、原則1割の定率負担であるが、通常理解されているように応益負担では必ずしもない。利用者の所得状況等を勘案した月額の負担上限を設定し、その上限額を超えた場合は100分の90の給付割合を増加し、利用者負担を減額す

ることができる（第4項）。

なお、法第29条第4項および第31条の規定により、給付割合が増加された場合も含め、市町村は、いわゆる法定代理受領として、支給決定障害者等に対して支払うべき給付費を指定事業者等に対して支払うことができる（第5項・第6項）。

市町村は、指定事業者からの報酬請求に際しては、費用額の報酬基準および設備運営基準に照らして審査する（第7項）。

また、支払事務については、国保連に委託可能としている（第8項）。

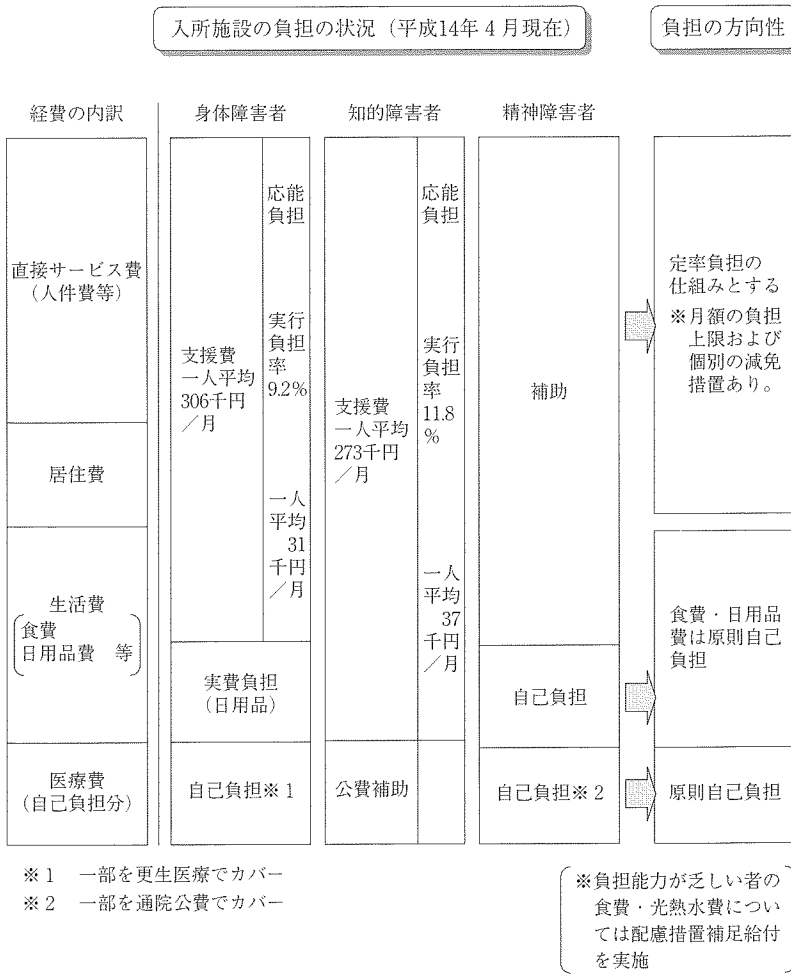
上記の各項に定めるもののほか、介護給付費等の支給ならびに指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費等の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとしている。

以上、介護給付費等について要約的に述べたが、ちなみに入所施設に限定して従来の支援費制度と障害者自立支援法（負担の方向性）との利用者負担の状況を図式的に対照すると図§29－1のとおりである。

月額の負担上限は、利用者の属する世帯の所得に応じて、37,200円、24,600円、15,000円、0円の大きく4区分に設定されたが、低所得者や子育て世帯の負担感などに配慮し、「特別対策」（平成18年12月決定）、「緊急措置」（平成19年12月決定）というように、累次の軽減措置がとられている。

なお、利用者負担の軽減のための緊急措置（平成20年7月以降）における負担上限月額に関しては、図§29－4のフローチャートを参考にされたい。

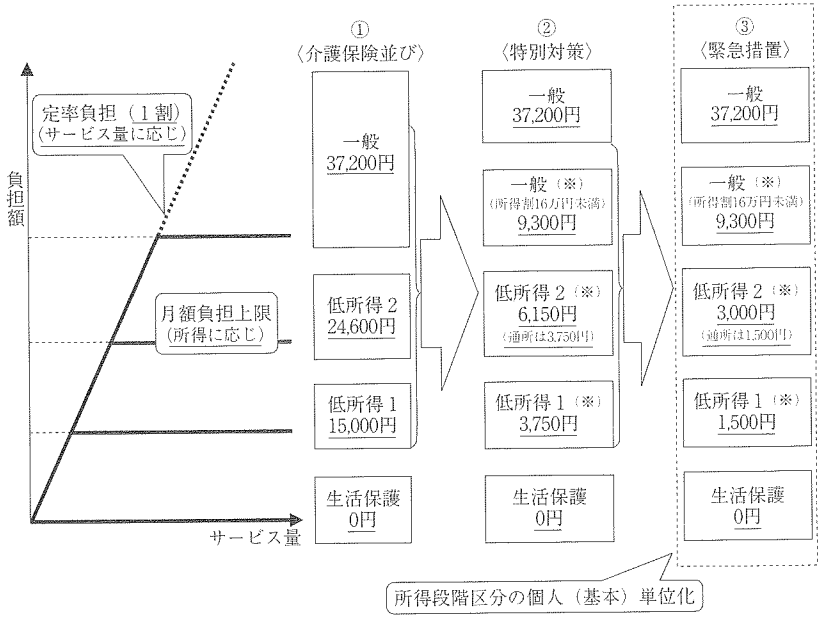
図§29－1　入所施設の負担の状況および負担の方向性



（厚生労働省資料）

図§29－2　所得段階に応じた負担限度額の設定　障害者
（居宅・通所サービスの場合）

① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて１月当たりの負担限度額を設定（介護保険並び）
② 「特別対策」による負担軽減（①の限度額を1／4に軽減。平成20年度まで。）
③ 今回の緊急措置　（②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。）



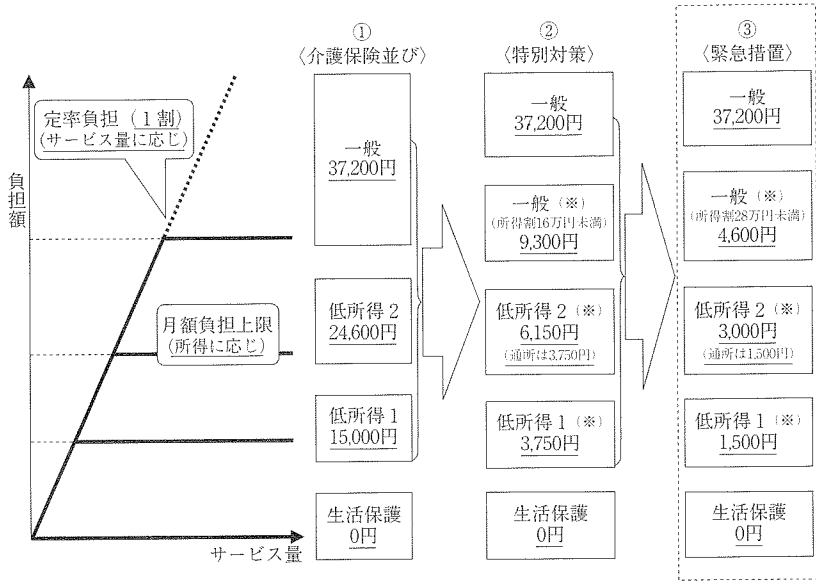
(1) 一般：市町村民税課税世帯
(2) 低所得２：市町村民税非課税世帯（(3)を除く）
(3) 低所得１：市町村民税非課税世帯であって、利用者本人（障害児の場合はその保護者）の年収が80万円以下の方
(4) 生活保護：生活保護世帯

（※）資産要件有り

（厚生労働省資料）

図§29－3　所得段階に応じた負担限度額の設定　障害児
（居宅・通所サービスの場合）

① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定（介護保険並び）
② 「特別対策」による負担軽減　（①の限度額を1／4に軽減。平成20年度まで。）
③ 今回の緊急措置
（対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。）

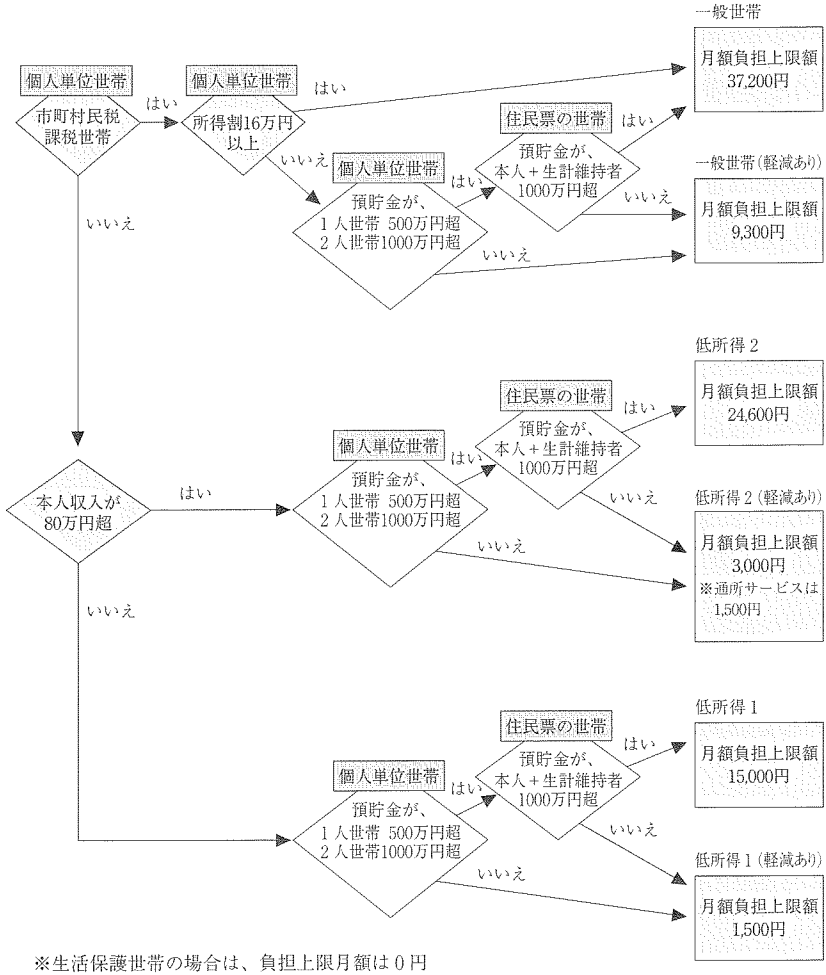


(1) 一般：市町村民税課税世帯
(2) 低所得2：市町村民税非課税世帯（(3)を除く）
(3) 低所得1：市町村民税非課税世帯であって、利用者本人（障害児の場合はその保護者）の年収が80万円以下の方
(4) 生活保護：生活保護世帯

（※）資産要件有り

（厚生労働省資料）

図§29－4　緊急措置（平成20年7月以降）における負担上限月額のフローチャート（居宅・通所サービスの場合）



※生活保護世帯の場合は、負担上限月額は0円

（厚生労働省資料）

また、「緊急措置」による利用者負担の見直しは、平成20年７月から実施されたが、その具体的な内容は次のとおりである。

まず、「特別対策」については、利用者負担の軽減に大きな役割を果たしている一方、障害者自立支援法施行前には低所得者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんどなかったことなどに比べると、なお負担感が存在するとの指摘があったことから、「低所得１」および「低所得２」（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額をさらに軽減することにしている。

さらに、世帯の範囲の見直しが行われ、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声があり、次のような対応をすることとした。

すなわち、成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断することとする。この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることになる。

留意点として、次の３点を指摘しておく。

第１点は、今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみを対象とすることである。

第２点は、「補装具費」の支給基準および負担上限額を算定する所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断することである。

第３点は、今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービ

ス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみが対象となることである。

なお、入所施設やグループホームを利用している者については、「低所得1」および「低所得2」（非課税世帯）を対象に、個々の収入に応じて個別に利用者負担を減免する措置がとられている。

【関係政省令】

令第17条（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）
令附則第11条（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置）
令附則第11条の2（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置）
則第27条（令第17条第1項第二号に規定する厚生労働省令で定める者）
則第28条（令第17条第1項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付）
則第29条（令第17条第1項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）
則第30条（令第17条第1項第四号に規定する厚生労働省令で定める者）
則附則第2条（特定費用に係る経過措置）
則附則第6条（令附則第11条第1項に規定する厚生労働省令で定める要件）
則附則第7条（令附則第11条第1項の規定により読み替えて適用する令第17条第1項第二号及び第21条第二号並びに同項第三号及び同条第三号に規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額の算定方法）
則附則第7条の2（令附則第11条第2項の規定により読み替えて適用する令第17条第1項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者等の所得の状況を勘案して定める額）

§33　高額障害福祉サービス費の支給

（高額障害福祉サービス費の支給）

第33条　市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第２項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス費を支給する。

２　前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービスに要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

趣　旨

本条では、同一世帯に障害福祉サービスおよび介護保険サービスを利用するものがいる場合、負担額が著しく高額になるため、世帯の負担を軽減する観点から、高額障害福祉サービス費が支払われることが規定されている。

解　説

障害福祉サービスの利用に対する低所得者への配慮として、既に触れた法第29条第４項に基づく定率負担に関する軽減措置（月額上限措置）があるが、それに加えて本条第１項では、同一世帯に障害福祉サービスおよび介護保険サービスを利用する者がいる場合、負担額が著

しく高額になるため、世帯の負担を軽減する観点から、高額障害福祉サービス費が支払われ、世帯における利用者負担は月額負担上限程度まで軽減される。

(1)　高額障害福祉サービス費の対象となるサービスおよび介護給付費等（令19）

①　障害福祉サービスのうち政令で定めるもの
- ・障害福祉サービス

②　介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの（居宅サービス等）
- ・居宅サービス
- ・地域密着型サービス
- ・施設サービス
- ・介護予防サービス
- ・地域密着型介護予防サービス

③　介護給付費等のうち政令で定めるもの
- ・介護給付費等

④　介護給付等のうち政令で定めるもの（介護サービス費等）
- ・居宅介護サービス費
- ・特例居宅介護サービス費
- ・地域密着型介護サービス費
- ・特例地域密着型介護サービス費
- ・施設介護サービス費
- ・特例施設介護サービス費
- ・高額介護サービス費
- ・高額医療合算介護サービス費
- ・介護予防サービス費
- ・特例介護予防サービス費
- ・地域密着型介護予防サービス費

・特例地域密着型介護予防サービス費
・高額介護予防サービス費
・高額医療合算介護予防サービス費

図§33－1　高額障害福祉サービス費について

1．制度の趣旨

○同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いるなどの場合において、世帯全体の負担を軽減する観点から、「償還払い方式」により、世帯構成員の合計負担額を負担限度額まで軽減するもの。

2．制度の概要

○同一世帯に属する者が同一の月に受けた次のサービスに係る負担額を合算し、当該負担額が、「高額障害福祉サービス費算定基準額」を超える場合に、高額障害福祉サービス費を支給する。（世帯での負担額が高額障害福祉サービス費算定基準額を超えないように支給する。）

① 障害福祉サービス
② 介護保険サービス
※ただし、同一の世帯構成員が障害福祉サービス又は障害児施設サービスを併用している場合に限る。
③ 障害児施設サービス

○高額障害福祉サービス費算定基準額は、以下のとおり。
① 市町村民税課税世帯に属する者（一般）…37,200円
② 市町村民税非課税世帯に属する者（低所得１（③の者を除く）、低所得２）…24,600円
③ 低所得１のうち、世帯での利用者負担額（２①～⑤の合算額）が24,600円に満たないが、個人での合算額が15,000円を超える場合…15,000円
④ 生活保護世帯…０円

(注) 個別の減免措置を受けている者については、減免後の額を高額障害福祉サービス費算定基準額とし、１人当たりの高額障害福祉サービス費は、世帯全体の利用者負担額に占める構成員の負担割合で按分。

（厚生労働省資料）

実際的には支払方法は償還払い方式（いったん支払った後に返還される方式）がとられ、１人当たりの負担上限額が合算基準額を超えた世帯合算負担額を個人の負担額の割合で按分した額となるよう高額障害福祉サービス費を支払うこととなっている。

なお、緊急措置によって、平成20年７月より、負担の合算を行う世帯の範囲は、本人とその配偶者のみとなっていることに留意が必要である。

(2)　高額障害福祉サービス費の支給申請

高額障害福祉サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない（則34①）。

①　申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先および受給者証番号

②　申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額

③　申請を行う支給決定障害者等に係る支給決定障害者等利用者負担合算額

④　申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する支給決定障害者等以外の支給決定障害者等または施設給付決定保護者であって、同一の月に障害福祉サービスまたは指定施設支援を受けたものの氏名、生年月日および受給者証番号、施設受給者証番号または介護保険法による被保険者証の番号

なお、この申請書には、②③に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その書類を省略させることができる（則34②）。